

第三者評価結果公表基準（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

一般社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業

②評価調査者研修修了番号

SK2021281
17-017
09-013

③施設名等

名称：	龍山学苑
施設長氏名：	上村宏淵
定員：	48名
所在地(都道府県)：	熊本県
所在地(市町村以下)：	熊本市北区龍田6-3-60
T E L：	096-338-0845
U R L：	https://ryuzangakuen.jimdofree.com/
【施設の概要】	
開設年月日	1943/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人龍山学苑
職員数 常勤職員：	40名
職員数 非常勤職員：	8名
有資格職員の名称（ア）	保育士・児童指導員
上記有資格職員の人数：	23名
有資格職員の名称（イ）	職業指導員
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（ウ）	家庭支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（エ）	里親支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	心理療法対応職員（臨床心理士）
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	本体ユニット（男女各1）、地域小規模児童養護施設3
施設設備の概要（イ）設備等：	児童棟（男子、心理対応室）、児童棟（女子・幼児・食堂）
施設設備の概要（ウ）：	地域交流ホーム、苑庭
施設設備の概要（エ）：	阿蘇キャンプ場「山の家」

④理念・基本方針

<p>【基本理念】 「佛心と云うは大慈悲これなり」の元、すべての者が平等の元に生まれ育つ権利を基本に置き、子ども達の養育や地域での福祉向上に努める。また、これを元に当苑入所児童のあるべき人間像・将来像として「正しく・楽しく・逞しく」をスローガンに職員一丸となって日夜子どもと共に励む。</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入所児の処遇改善 2 虐待などにより心理的ケアの必要な児童に対する支援 3 様々な問題行動をもつ児童への個別対応 4 入所児の家庭環境の改善と早期家庭復帰への取組み 5 家庭復帰が不可能な児童に対する里親の発掘と推進 6 低学力児に対する学力向上と上級学校への進学促進 7 社会性の習得と自立に向けた支援 8 正しい食生活とバランスの取れた栄養摂取による食育支援
--

⑤施設の特徴的な取組

<p>間もなく創設80年周年を迎える龍山学苑は国の施策を常に注視しつつ、施設に求められている制度上の役割の大きな変遷を自覚した上で、入所している子どもたちに安定した生活環境を提供するだけでなく、彼らの家庭環境改善に向けたアプローチや措置解除になった子どもに対するアフターケア、さらには、地域の子どもたちを養育するための相談拠点としての役割をも担っていることを十分に認識しつつ施設運営に取り組んでいます。将来的な児童家庭支援センター事業の受託を目指しながら、施設長の強力なリーダーシップのもと、当苑にとって3ヶ所目となる地域小規模児童養護施設を開設するほか、子ども食堂「つどい」の開業、母子生活支援施設の事業開始、子ども居場所事業の実施、生計困難者レスキュー事業への参画などの多種多様な事業に職員が一丸となってチャレンジし続けている姿勢は力強く、かつ際立っています。</p>
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/1/10
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/3/22
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度

⑦総評

◇特に評価が高い点

○児童家庭支援センター事業の将来的な受託に向けて必要なノウハウの蓄積に施設を挙げて取り組まれています。
地域社会の子育て世代を対象とした「子ども食堂つどい」、引きこもりや不登校の子どもを対象とした「子ども居場所事業」、地域小規模児童養護施設の空室を利用した「母子生活支援事業」といった種々の事業に積極的に取り組む姿勢が高く評価されます。

○年間を通じたカンファレンスが効果的に機能しています。

今後の運営上のキーワードとなる「施設の小規模化、地域分散化、多機能化、高機能化」を実現すべく人材確保並びに人材育成に重きが置かれており、年間を通じたカンファレンスがこのことに大きく寄与しています。外部講師を招いて、人材について様々な協議を重ねることを通じて、職員間での情報の共有化と周知が図られています。

○阿蘇キャンプ場「龍山学苑山の家」が有効活用されています。

今から50年以上前に施設長夫妻が私財を投じて建設した「山の家」が有効活用されています。コロナ禍において子どもたちの自由な外出や活動に制限が課される中、山の家を十分に活用することで外部の人間と関わりなく安心して遊ぶことのできる機会が担保されています。このほか、地域の子どもたちが参加する「ふれあいキャンプ」や新入職員の「新人研修」などの際にも使用され、その効果が存分に発揮されています。

○子どもの声をあらゆる機会をとらえてキャッチする組織体制が構築されています。

子どもの意見は、食事の献立や弁当のおかずリクエストを始め、「みんなの声（意見箱）」、月に1回開催の「子ども代表会」、また長期休み前に開催の「子ども全体会」で聴取するにとどまらず、毎週土曜日各棟で開催のティタイムでも行われています。ティタイムでは、毎回お菓子を用意して話しやすい雰囲気を出すなど工夫がされています。さらに令和5年11月より子どものアドボケイト（代弁者）としてNPO法人を迎え、職員、子どもそれぞれを対象に研修後、月に1回個別面談希望の子どもに場の提供をする取組を始められています。

◇改善が求められる点

○有事の際の施設長不在時の権限委任が明文化されていません。

施設長不在時に緊急事態が発生した場合などには、基幹的職員が陣頭指揮を執ることが聞き取り調査の際に確認されましたが、このことについての権限委任に関する規定が整備されていません。施設の業務分担表とともに見直しの実施が望まれます。

○大規模な災害発生時における養育・支援を継続するための事業継続計画（BCP）が整備されていません。

非常時対応マニュアルや自然災害対応マニュアルなどのマニュアル整備はもれなくなされていますが、事業継続計画（BCP）は未整備となっています。大規模な自然災害などが発生した場合でも、施設の性質上、運営の継続が要求されることは言うまでもありません。様々な緊急事態を想定した上での養育・支援を継続するための事業継続計画（BCP）策定が望まれます。

○自立支援計画策定の手順や、計画に沿った支援記録が明確ではありません。

自立支援計画策定の過程で、さまざまな職種の職員がかかわっていることが記録に残っておらず、計画変更時の年月日の記載がありません。また、支援記録内容は、自立支援計画に沿ったものになっていないため、今後は担当職員以外でも各計画を理解し、支援内容に沿った記録を残しやすい仕組み作りが望まれます。

○書類の管理や廃棄期間が定められていません。

長い歴史を持つ施設であるため、膨大な量の退所児童の書類が保管されています。情報が外部に流出しない体制構築のため、管理書類の重要度を洗い出し、適正な管理期間を定めることが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審におきましても、丁寧なご指導、ご助言賜り誠に有難うございました。この場を借りて御礼申し上げます。取り組むべき課題につきましては、本苑理事会で諮り内容精査の上、着実に改善につなげて参ります。ご指導にありました中長期計画につきましては、社会的養育ビジョンに則り推進してまいりますとともに、学苑独自の事業にも注力して参りたいと思っております。また、大規模な災害発生時における養育・支援を継続するための事業継続計画につきましても、社会の要請に応え永続的な施設運営のためにも策定、実施して参ります。これからも目標に掲げております「入って良かった龍山学苑」達成のため、職員一丸となって日々精進して参ります。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設のホームページや事業計画書に法人理念並びに基本方針が明文化され、入職時の新人研修の際には施設長による説明がなされ、継続的な周知徹底に努められています。上述の施設としての基本方針をもとに、事業計画その他の方策についての具体的な実施計画が検討され、知育・徳育・体育のバランスの取れた処遇計画策定の上で子どもより良い処遇が目指され、『正しく楽しく逞しく』の人間像を作り上げることが明確な目標として設定されています。また、養育については、早期家庭復帰のため、里親委託推進のため、自立のためという3本柱が構築され、これらを実現すべく職員一丸となって施設運営に取り組まれています。</p>		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>平成23年に国が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に明記された家庭養護優先の考え方や施設における養護もできるだけ家庭的な養育環境の形態を目指すことが再認識された上で、平成29年に公表された「新しい社会的養育ビジョン」における里親制度を中心とした社会的養護の将来像を念頭に置いた施設運営が目指されています。施設長のリーダーシップのもと、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化並びに地域分散化に積極的に取り組み、3ヶ所目の地域小規模児童養護施設が開設されるほか、全施設のユニット化やファミリーホームの開設なども実現すべく中・長期事業計画が策定されています。</p>		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>【コメント】</p> <p>先行き不透明な時代における施設運営にあたっての経営課題が危機感をもって明確化され、職員間での共有が図られています。本体施設の建物や備品の老朽化に伴う修繕や更新などが相次いでいることに起因する施設整備の必要性、精神科通院を必要とする児童の増加並びに夕方以降の急病児童への対応を図るための看護職員の増員、5類移行後の新型コロナウイルス対策などの主な具体的課題が職員会議において周知され、解決策が模索されています。これらの課題についての資金面での数値目標などが設定されると、さらに理解が深められやすくなると考えられます。</p>		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>事業計画の中に短期・中期・長期計画が明確化されるだけでなく、詳細な中・長期計画が策定され、具体的内容を伴っています。国が定めた「新しい社会的養育ビジョン」から逸脱しないように、施設の小規模化並びに地域分散化の推進、家庭的環境のもとでの養育の実践、地域貢献拠点としての機能の充実、高機能化並びに多機能化の実現といったメインテーマが掲げられ、それぞれのテーマに基づいた具体的取組に着手されています。とりわけ、児童家庭支援センター事業の将来的な受託に向けて「子ども居場所事業」を実施するほか、母子生活支援施設としての事業開始などを通じての必要不可欠なノウハウの蓄積並びに実績作りに積極的に取り組まれていることは高く評価されます。</p>		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>基本理念のもとで「正しく・楽しく・逞しく」という明快なスローガンが掲げられ、子どもたち自身が龍山学苑にきて良かった、職員自身が龍山学苑で働いて良かったと実感できるような施設づくりが常に目指されています。事業計画の中に重点目標が設定されるほか、養育基本姿勢・利用者に対する基本姿勢・社会に対する基本姿勢・職員に対する基本姿勢・マネジメントにおける基本姿勢が明文化されており、それぞれの基本姿勢が実践に反映されています。経営課題の明確化と同様に、単年度の事業計画においても人件費などの労務管理についての資金面での計画策定がなされていないので、収支予算案との整合性の担保が望まれます。</p>		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a

【コメント】 施設長の運営方針に基づいた種々の事業計画案が提示された上で、基幹的職員や主任などからの意見も反映された計画策定に取り組まれています。基本理念並びに基本方針を踏まえての計画策定が心掛けられていることは言うまでもなく、国が示している「新しい社会的養育ビジョン」を実現するための努力が随所に見られます。施設にとって3ヶ所目となる地域小規模児童養護施設である銀杏ホームの整備並びに事業開始は、その最たるものと位置づけることができます。事業計画として掲げられた各項目は年度末の事業報告において評価され、結果報告並びに改善点などが明らかにされた後、次年度の事業計画に引き継がれています。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
【コメント】 施設並びに事業の性質上、保護者会の開催には大きな制限・制約を伴うため、配布物等による周知や必要に応じての家庭訪問が実施されています。また、保護者からの要望があればインターネットを活用したオンライン形式の面会や面談も実施が可能とされていますが、現在のところ、そのような要望がないために活動実績は認められませんでした。一方、子どもたちに対しては、居室内に主な行事予定表が掲示されて周知に努められるほか、各棟のリーダーを務める職員による新規事業内容などの説明が必要に応じて行われ、子どもたちの理解が得られるように心掛けられています。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】 制度上、3年に1度の頻度で義務つけられた第三者評価受審は当然のこととして、それ以外の年度には全職員が自己評価に取り組み、その集計結果も年度毎にファイルされています。PDCAサイクルについては、職員会議において行事報告がなされた後、職員の意見が集約された評価が行われるように工夫されています。なお、各年度の自己評価については、集計結果がまとめられた上で職員会議の場を用いて報告されていますが、当該結果報告や具体的な分析内容が会議録に残されているとは言い難い状況です。第三者評価と同様に、職員自己評価結果についても分析・検討する場を明確化し、養育・支援の質の向上に繋がれることが望まれます。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】 各年度の自己評価結果並びに第三者評価結果は基幹的職員によって集計された後、職員会議で十分に説明され、職員間での課題の共有化が徹底されています。しかしながら、職員自己評価結果では、施設において実施されていることを事実として認識していなかったり、規約の中に明文化されているルールを認識していなかったりする職員が散見されますので、根気強い職員教育が必要であると考えられます。また、実際に現場で実践されている場面は少なくありませんが、改善計画の策定方法や見直し方法の明文化が十分ではありません。事後の客観的評価を可能にするという観点からも、フローチャートなどを用いた施設としての手法の確立が望まれます。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】 職務分担表並びに業務分担表が整備され、施設長や各職種の役割や責任が明記されています。施設長は、子どもたちにとっての最後の砦が龍山学苑であることを繰り返し職員に伝えながら、福祉事業としての理想像を迫及しています。事業計画書の中に「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を遵守した上で、子どもたちの最善の利益を守り、支援を行うとともに、地域福祉の推進を図ることが施設の使命であると明記され、そのためにリーダーシップを発揮するという決意表明がなされています。なお、有事の際、施設長不在時は基幹的職員への権限委任が想定されていますが、このことに関する明文規定が整備されていません。万が一の施設運営だけでなく、外部機関への対応においても欠かせないことですので、実態に即した体制整備が望まれます。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】		

熊本県養護協議会会長など多くの関連団体の要職を務めている施設長は、九州児童養護施設職員研究大会や社会福祉法人制度改革対応セミナーといった県内外の研修会に積極的に参加して、必要とされる施設経営や法令順守に関する最新情報の取得に努めています。職員が順守すべき法令等については、職員会議の場を活用して周知に努められています。また、施設内研修として性教育研修や子どもの権利擁護研修などの機会を毎年度設けて、非常に繊細な問題について職員が学び、実践に生かすような配慮も示されています。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

a

【コメント】

法人理事が講師を務めて実施される年8回のカンファレンスに、施設職員が2つのグループに分かれて参加しています。「子どもの障がいについて」、「登校したくない子どもへの対応」などの職員にとって非常に身近なテーマが設定された当該カンファレンスにおいては、職員が多くの学びを得られるだけでなく、疑問点や不明点などを共有しつつ、それらを解消できるような有意義なプログラムとなっています。年度末の3月には成果発表の機会が設けられ、グループ毎の発表を通じた振り返りの時間をもち有ることができています。これらの記録は整備された上で閲覧可能な状態に置かれています。また、養育・支援の質の向上にあたって不可欠な子どもの自立支援計画表については、3期に分けて作成・評価されることや緊急に変更する場合の手続きが施設独自のマニュアルとして明文化されています。

② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【コメント】

事業計画の中に「職員に対する基本姿勢」の項目が設けられ、①トータルな人材マネジメントの実現、②職員処遇の向上、③働きがいのある職場の実現、④職員育成の充実といった4つの柱についての施設としての考え方が明記されています。③については、可能な限り専門職毎のグループリーダーを選出した上で各々が意見を出しやすくするという工夫やできるだけ多くの意見を反映した事業計画の立案を目指すといった姿勢、様々な研修会の受講機会を通じた養育スキルの獲得が明確に示されており、職員定着にも一定の効果が得られることが期待されています。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者
評価結果

① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

a

【コメント】

施設職員については、施設実習を経験した学生を中心とした人材確保を方針としており、十分な効果が得られています。退所児童が学校卒業後に就職するケースも認められ、令和6年度当初の職員確保はスムーズに行われています。そのような方針のもと、実習生担当の職員を中心として密度の濃い実習並びに懇切丁寧な指導が心掛けられています。また、職員の育成に関しては、組織の在り方や構築について、現状の振り返りを交えて「今、何が必要とされているか」といった点について検討を重ねつつ、龍山学苑の昭和18年の創立から現在に至るまでの変遷や施設長の福祉にかけの思いや考えを丁寧に伝えることによって、職員の理解を深めたり、モチベーションアップを図ったりという工夫がなされています。結果として、このような地道な取組が職員の定着にも寄与しています。

② 15 総合的な人事管理が行われている。

b

【コメント】

上述のカンファレンスのほか、リーダー研修や棟会議などの場を通じて、それぞれの職員の思いや悩みなどが汲み取られるように配慮されています。基幹的職員が作成した、新人研修や職員のオリエンテーションなどの際に用いられる「業務上の基本的注意点」には、報連相の徹底や児童虐待の禁止などの職員にとっての心構えが網羅されているほか、事業計画書には子どもに対する基本姿勢並びに職員に対する基本姿勢が明記された上で、子どもたちが龍山学苑にきて良かった、職員が龍山学苑で働いて良かったと実感できるような施設づくりが目指されていることが評価されます。また、基本理念である「佛心と云うは大慈悲これなり」に基づいた職員像も明らかにされています。しかしながら、現時点では人事基準の明確化には至っておらず、このことが職員自己評価結果の中でも指摘されていました。今後、改善が図られ、職員自らが施設における将来の姿を描けるような仕組みづくりに着手されることが望まれます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【コメント】

前回の第三者評価受審後、全職員を対象とした施設長による個別面談の機会設定に着手したもののスムーズな運用に至らなかったため、代替策としてメンター制度が導入され機能しています。当該制度は、新入職員の担当としてベテラン職員が配置され、2ヶ月に1回の面談機会を設けることにより、早期の離職防止や職員間の連携強化に効果が得られています。入職後2～4年目の職員に関しては、棟会議での話し合いの場が活用されていますが、いわゆる中堅職員に対する面談機会の設定については継続的に検討されているところです。就業規則の中に育児休業制度や子の看護のための休暇制度、介護休暇制度などが整備されており、育児休業取得職員の中には男性職員2名が含まれています。福利厚生センターソウェルクラブの加入にあたっては掛金全額を施設が負担するほか、職員旅行開催など福利厚生にも注力されています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①

17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【コメント】

前述のカンファレンスの機会を有効活用して、職員個々人の目標設定や各回のテーマに沿ったグループ毎の改善策の検討・発表などが行われています。講師の人望が厚いことも手伝って、このカンファレンスを肯定的に捉えながら参加している職員が多数を占めています。前述の「業務上の基本的注意点」の中に、多くの離別体験を経て入所してきた子どもとのより良い関係を築くためには長い時間が必要であること、そのためにも一日にでも長くこの仕事を続けて欲しい旨が訴えられていました。とりわけ新入職員にとって、心に響く一節であろうと推測されます。今後は、中間面接や年度末面接などの機会設定に取り組まれることが望まれます。

②

18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【コメント】

外部講師を招いて実施されるカンファレンスのほか、新人研修、リーダー研修、LSW（ライフストーリーワーク）研修、子どもの権利擁護研修といった種々の施設内研修会が開催されており、研修委員会の職員が計画策定に積極的に携わっています。また、事業計画書の中に全国児童養護施設協議会などが開催する様々な研修会の受講機会の設定が明記され、職員がより高い養育スキルを身につけることが意図されています。研修会終了後に実施する職員アンケートの結果を踏まえ、そこで得られた改善点や反省などが次回以降に開催される研修会に生かされています。

③

19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

a

【コメント】

社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保育士、管理栄養士、教員免許などの資格を有する職員が、それぞれの専門性を生かしながら業務に取り組んでいます。メンター制度の導入が功を奏し、新たに採用された職員1名につき中堅職員1名が担当を務めることによって、きめの細かいフォロー体制が実現されています。新任職員の不安感の解消や離職リスクの低減のみならず、職員の質の向上に寄与しています。心理療法担当職員のスーパーバイザーはカンファレンスを主導する法人理事が担当しており、当該職員の専門性の向上に効果が発揮されています。また、コロナ禍を契機として、オンライン形式による研修会参加が適宜導入されています。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①

20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【コメント】

施設の実習マニュアルには、実習態度や施設内での実習生の生活、実習上の注意点などが網羅され、職種毎に担当職員が配置されています。当該マニュアルの中で、児童養護施設が保育所や幼稚園などと大きく異なる点の理解を実習生に要望する旨が明記されていることが大きな特徴となっています。対象となる子どもの年齢が乳幼児期から青年期にかけて大きな幅があること、子どもにとってすべてが生活場面であり家庭的な生活領域であることが詳述されているため、実習生はこれらのことを十分に理解した上で施設実習に取り組むことが可能となっています。実習生に対する「新型コロナウイルス感染症対策」も記載されています。受け入れた実習生を将来の龍山学苑への就職に繋げられるような積極的な姿勢が高く評価されます。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

①

21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

a

【コメント】

施設のホームページには、基本理念や基本方針、施設の沿革といった基本的情報とともに、計算書類や自己評価結果表並びに第三者評価結果の開示、SNSを活用したボランティア募集も行われており、積極的な情報提供に取り組まれています。さらに、法人として取り組まれている「生計困難者レスキュー事業」の解説や子ども食堂「つどい」に関する情報提供も行われているため、公益事業を通じた地域福祉への貢献についても容易に理解することができます。なお、コロナ禍を理由として休止されていた広報誌「銀杏」の再発行が予定されており、当該広報誌を通じた地域社会への情報発信も期待されます。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】
管理規定に定められている通り、経理規程並びに経理規程施行細則に基づいて適正な財務処理がなされています。また、半期に一度、外部の税理士による会計監査が実施され、監査報告書も整備されています。このような経緯を経て作成された決算書（計算書類）は事務所に備え付けられるとともに、ホームページ上でも公開されています。なお、平成30年度までは上述の監査報告書もホームページ上で公表されていましたが、その後は公開に至っていませんので、計算書類とともに公開されることが好ましいと考えられます。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
------------------------	--	-------------

①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】
「地域との連携強化に関する取り組み」という施設の方針が明文化され、施設行事への地域住民の受け入れやボランティアの受け入れ、地域学校のPTAや子ども会等との連携などが公表されています。上記の方針に基づき、子どもたちが各種地域行事に積極的に参加することを通じて、地域住民と触れ合える機会を確保する観点から、創立記念学苑祭や世代ふれあい広場、ふれあいキャンプなどの様々な行事のコロナ後の開催が予定されています。ふれあいキャンプは、阿蘇にあるキャンプ場「龍山学苑山の家」を活動拠点として、地域の小学生が1泊2日の野外活動に参加するイベントであり、元民生委員や元保護司などのボランティアの参加実績もあります。

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】
ボランティアマニュアルが整備され、ボランティアの受入れ基本姿勢が明記されるほか、個人情報保護についての守秘義務も漏れなく記載されています。担当職員が配置された上で、施設実習を行った学生を対象としてボランティアへの参加を呼びかける努力もなされています。また、ボランティアを希望する人々の情報シートである「ボランティアプロフィール」もファイルされており、散髪ボランティアや行事ボランティアの活動実績が確認されましたが、コロナ禍によって小休止の状態が続いていました。実習生をボランティアに繋げた後、将来的には施設への就職に漕ぎつけられるような道筋がはっきりと描かれており、望まれた実績が得られていることは高く評価されます。

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
-----------------------	--	--

①	25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
---	---	---

【コメント】
「地域との連携強化に関する取り組み」に則って、民生児童委員との連携、民生委員会への参加、区役所福祉関係課との連携、区保健子ども課への職員派遣、熊本市保健所との連携、所轄警察署並びに消防署との連携、各児童相談所との連携などを通じて、積極的に地域社会との連携に取り組まれています。また、自立支援担当職員である職業指導員が中心となって、SNSを活用しながらの子どもアフターケアも含めた自立支援体制が強化されています。自立訓練の一環として、就職前の研修を兼ねた高校生のアルバイトを許可するなど可能な範囲内での支援に積極的に取り組まれています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
--------------------------	--	--

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
---	--------------------------------	---

【コメント】
地域の元民生委員や主任児童委員から福祉ニーズに関する情報を定期的に得るほか、区の要保護児童対策協議会に参加して福祉ニーズを把握するなどの地道な努力が重ねられています。また、地域の小学校を基幹的職員が訪れて欠食児童の情報や学習支援の必要な児童の情報などを入手するとともに、施設の有するサービス提供能力などについての情報提供もなされています。また、区役所管内における要保護家庭や虐待防止の観点から関係諸機関との連携を強化し、福祉ニーズのタイムリーな把握に努められています。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>熊本市を中心としたショートステイ並びにトワイライトステイについては、コロナ禍により一時的な中断を余儀なくされていましたが、受入れが再開されています。また、里親支援専門相談員が区役所館内における里親事業の啓発活動を実施することによって希望者の掘り起こしを進めるなど、その専門性が十分に発揮されています。熊本市からの業務委託で実施された「子どもの居場所事業」では、青葉ホールを活用して子どもの居場所を提供するほか、昼食や夕食の提供も行われています。さらに、子ども食堂「つどい」の開設や現物支給に特化された熊本県生活困窮者レスキュー事業への参画など、公益事業にも積極的に取り組まれていることは高く評価されます。</p>		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>事業計画書並びに事業報告書の中で、最も重要と位置づけられる人権の尊重に関しては、児童相談所から配布される「子どもの権利ノート」を活用しながら、職員に対する遵守徹底の継続が明記されています。また、施設内に設置された意見箱「みんなの声」に寄せられた子どもたちの意見や要望にもしっかりと向き合い、子どもたちの声に寄り添うことのできるような姿勢を保持することが要請されています。このほか「人権のためのチェックリスト」に基づいた職員の自己点検が年2回実施され、児童の養育・支援について各職員が振り返りの時間を持つことを可能とし、施設内での人権侵害の排除が目指されています。また、年2回実施される性教育研修や外部講師を招いての権利擁護講話の時間が設けられ、一人ひとりの子どもを尊重した養育・支援が常に目指されています。</p>		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「子どものプライバシー保護に関する注意事項」が明文化され、当直の際の注意事項や日常生活における注意事項を遵守することを通じて不適切な養育・支援の回避に努められています。また、大舎制の部屋を間仕切りで区切ることによって個室化を実現し、子どものプライバシーが可能な限り保護されるように工夫されています。利用者向けの「利用確認及び同意書に関してのご案内」のトップページには利用者のプライバシー保護に関する施設の方針が明記された上で、施設利用にあたっては保護者からの同意書提出が必要となっています。</p>		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「龍山学苑へようこそ」という利用者向けのパンフレットが作成され、施設利用にあたっての様々なルールや約束事がわかりやすく解説されています。漢字表記にはルビが付され、子どもたちが読解できるような工夫がなされています。また、ホームページ上でも施設の基本情報などが公開されるとともに、適宜更新作業が行われていますので、保護者などによる最新情報の取得が可能となっています。入所前の子どもについては、児童相談所職員同行のもとで施設見学が行われています。一方で、保護者からの見学希望に関しては、見学が可能であると施設側が判断すれば、入所予定の子どもへの配慮のもと実施されています。見学対応後、家庭支援専門相談員が業務日誌に当該状況を記録の上、ファイリングしています。</p>		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設を利用することになる保護者並びに子どもを対象として、前述の「利用確認及び同意書に関してのご案内」が作成されています。冊子の内容は①入所に関して、②入所中の面会・外泊・通信などの制限について、③入所後の児童生活について、といった3つのテーマに大別され、それぞれに丁寧な説明が加えられています。入所後の子どもの不安感を和らげる観点から、とりわけ上記③についての内容充実が注力されており、子どもとその保護者双方にとってわかりやすい文書作成が心掛けられています。入所時には、当該冊子を用いて家庭支援専門相談員が説明にあたり、同意が得られるように努められています。保護者が提出した同意書は整然とファイルされ、保管されています。</p>		
③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>【コメント】</p>		

退所児童並びにその保護者を対象とした「龍山学苑を退園する児童・保護者の皆様へ」というシートが作成され、退所後も相談を受け付ける旨が明記されています。当該シートには、担当職員名のほか、児童相談所の連絡先も併記されており、子どもに対する大きな愛情が感じられます。その上で「退所児童確認事項及び報告書」が作成され、ケース会議記録に綴じられるなど退所後のアフターケアにも十分な注意が払われています。このほか、施設内での一時保護から措置に変更されるケースでは、施設の担当職員が児童相談所との緊密な連携を保ちつつ、ケース検討会を重ねながら措置に至っています。このように養育・支援の継続性に十分な配慮がなされています。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。 第三者
評価結果

① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 a

【コメント】
必要に応じて随時実施される個別対応職員による相談業務、各棟で開催される毎週土曜日の茶話会（ティータイム）のほか、毎月開催される子ども会議、春休み・夏休み・冬休みといった長期間休業期間の前に実施される子ども会議総会などの多種多様な機会設定を通じて、子どもの要望や意見が十分に汲み取られるように努められています。「基本的な養育支援実施方法」というマニュアルが整備され、施設生活における衣食住の安定や子ども一人ひとりの自立促進に積極的に取り組まれています。前述の子ども会議の内容は記録され、それらの必要性や施設での実現可能性が職員会議において検討された上で改善策の要否が判断された後、その結果が子どもたちに報告されています。携帯電話の所持は中学校2年生から許可され、Wi-Fiについては全館設置が完了しています。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 a

【コメント】
事業計画書並びに事業報告書の中の「利用者に対する基本姿勢」の冒頭に人権の尊重が明記され、子どもたちの声にしっかりと向き合うことの大切さが強調されています。先述の「龍山学苑によろこそ」の中にも「あなたのそうだんにのります」という項目が設けられ、入所時のみならず茶話会の時間なども活用しながら子どもたちが相談しやすい雰囲気づくりに取り組まれていることが評価されます。予め配置された苦情解決責任者、苦情解決相談員、苦情受付担当者と第三者委員も同席の上で年3回の苦情相談者会議が開催され、必要に応じて臨時苦情相談者会議も開催されています。当該会議録や苦情受付書綴はきちんと整備・保管されています。さらに解決困難なケースがあれば、熊本県福祉サービス運営適正化委員会に相談できる旨が苦情解決規則に明文化されています。

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。 a

【コメント】
各棟の居室の壁面には「苦情解決の流れ」というフローチャートが掲示されるとともに、3名の第三者委員の氏名並びに連絡先も明記されています。子どもから何らかの申し出があった場合に、誰からの相談であるかわからないように取り扱われる旨の説明のほか、解決が容易ではない場合や施設内の職員に相談しづらい場合には第三者委員や児童相談所員に相談できるといった説明も加えられており、児童相談所の電話番号も併記されています。「子どもの意見・相談聴取の流れ」というマニュアルが整備され、子どもからの相談や意見が伝えられたときの施設職員のとるべき対応方法が明示されています。

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 a

【コメント】
入所児の権利擁護の観点から、意見箱「みんなの声」が施設内に3ヶ所設置されています。子どもが自分自身の意見や要望を用紙に書いて投函する自由が認められており、記名の有無は問われません。その後、担当職員が公開の可否を判断し、当該意見・要望に応えられるか否かを回答します。難しいケースでは、第三者委員の判断を仰ぐ場合もあります。地域小規模児童養護施設のひとつに自転車置き場の設置を望む声があり、子どもの要望に応じて設置に至ったケースも確認されました。食堂には食事に関する「食堂いけん箱」が設置され、当該結果は食堂の壁面に貼り出され、子どもたちの要望が給食メニューに反映される機会も少なくありません。常に子どもたちの心に寄り添った養育・支援が目指されています。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。 第三者
評価結果

① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 b

【コメント】

「不審者・施設内侵入者に対する緊急対応について」や「事件・事故対応マニュアル」、「安全確保についての方策」などのマニュアル整備に取り組まれています。また、「龍山学苑緊急事態発生時連絡先一覧」が作成され、万が一の場合に迅速な連絡が可能となるように職員に周知されています。8月と12月に実施される総合災害訓練については、警察署並びに消防署との密な連携が図られ、職員のみならず子どもたちも消火器訓練の機会が与えられています。さらに12月には夜間想定訓練が実施され、実践能力を身につけられるように、日没後の悪条件のもとでの避難誘導や通報、消火といった練習に真剣に取り組まれています。なお、リスクマネージャーとしての職務は実質的に施設長が担っていますが、選任並びに配置が明文化されていませんので、これらの手続きが進められることが望まれます。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
---	---	---

【コメント】
感染症対策マニュアルのほか、インフルエンザ予防に関するマニュアル、新型コロナ感染症についてのマニュアルなどが整備され、それぞれの内容が職員会議などで職員に周知されていました。感染症対策マニュアルには対応病院の連絡先も明記されています。新型コロナウイルス感染症が感染症法上は5類感染症に移行している現在においても、油断することなく感染症対策が講じられています。「新型コロナウイルス感染症の対応フロー」は様々な場面を想定した実践的マニュアルであり、施設内外での感染者が発生した場合の感染拡大を未然に防止することが主眼に置かれています。依然として罹患者が発生する状況下で一抔の不安を抱えつつも、施設職員は子どもたちのためにできることを精一杯にするといったスタンスを貫いています。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】
1年間にわたり火災訓練や防犯訓練が実施され、その結果が災害・安全訓練実施報告に整備されています。各棟の居室内の壁面には防災マップが貼り出され、それぞれの自衛消防組織編成表も作成されて万が一の事態に備えられています。例えば、熊本地震が発生した4月14日などに「防災の日」の話をする機会が設けられ、各棟における担当職員が子どもたちに事実を語り聞かせることにより、記憶を風化させないように努めています。また、施設の防火管理規定のほか、非常時対応マニュアル、風水害や地震を想定した自然災害対応マニュアルなどのマニュアルが整備されています。非常時対応マニュアルは非常時の食事や備蓄関係についての幅広いルールが定められ、3日分の非常時献立表が作成されるとともに非常食の備蓄リストも備え付けられています。大規模自然災害の発生に備えて、各棟に非常電源装置が設置されていることは高く評価されます。なお、熊本地震のような大災害発生時にも養育・支援を継続するための事業継続計画（BCP）が未整備ですので、早急に策定に着手することが望まれます。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
----------------------------	--	-------------

①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
---	--	---

【コメント】
標準的な実施方法は「基本的な養育支援実施方法」で定められた「勤務日課票」として文章化され、職務のマニュアルになっています。適宜、職員研修や会議内で活用され、職員には周知されています。管理規定に権利擁護についても記載され、プライバシー保護については別紙にまとめられています。その内容は職員のみならず、子どもにも機会をとらえ、配布し周知しています。中学生から所持することが可能な携帯電話、及びゲーム機器の使用についての支援方法も文書化されています。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
---	----------------------------------	---

【コメント】
子どもの意見は、「みんなの声（意見箱）」の他、月に1回開催の「子ども代表会」、また長期休み前に開催の「子ども全体会」で聴取するにとどまらず、毎週土曜日各棟で開催のティータイムでも行われています。ティータイムでは、毎回お菓子を用意して話しやすい雰囲気を演出するなど工夫がされています。子どもの意見は記録に残され、職員会議等で検討課題として取り上げられています。標準的な実施方法は随時、時代背景や子どもたちの意見により見直しや変更が行われていますが、定期的実施ではなく、また変更年月日の記載がありません。今後は定期的に見直し仕組み作りが望まれます。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
---------------------------------	--	--

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

統一されたアセスメントシートはなく、自立支援計画策定は各棟の担当職員が子ども1~3名ほどを担っていて、医療面、精神面での支援等も含め総合的な視点で策定されています。入所直後の新入所時自立支援計画作成時は、児童相談所等からの情報を基に、各担当職員が多職種からの課題を抽出し立案されています。自立支援計画策定後は、施設長含め心理職員や個別担当職員等も回覧し周知をしています。また、困難ケース対応時は、迅速に職員会議等で協議、検討し、記録に残しています。しかしながら、さまざまな職種の関係職員がかかわって実施している事実を記録から読み取ることができませんでした。今後は手法や手順を定めて実施できるような体制整備が望まれます。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
---	-----------------------------	---

【コメント】
自立支援計画は一年を3期（4月、9月、1月）に分け、計画的に作成、評価、見直しのサイクルを定めています。見直し時に課題の変更がなくても、支援方法を見直し達成に向かうなどの工夫が見られますが、評価内容については、多職種が連携して課題を抽出している作成日の記録が確認できませんでした。また、支援記録内容は、自立支援計画に沿ったものになっていないため、今後は担当職員以外でも各計画を理解し、支援内容に沿った記録を残しやすい仕組み作りが望まれます。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
---	--	---

【コメント】
子どもの日々の様子は、年齢や学年により項目に変化があるきめ細かい観察が記録されています。その日のうちに記録されたものは、表現の仕方や言葉の選択について、メンター職員がチェックする体制ができています。しかしながら、自立支援計画内容に沿った記録でないため詳細を確認することが困難です。また、個人情報保護を優先し3つある棟をつなぐネットワークシステムが構築されておらず、職員自己評価結果に、子どもの情報をオンラインで把握する仕組みを望む意見が聞かれています。情報内容を分別しながら各棟の職員が、タイムリーに共有できるような組織的な体制が期待されます。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
---	---------------------------	---

【コメント】
個人情報保護規程等については情報漏えいも含め個人情報の不適正な利用に対する対策が記載されており、職員に研修等で周知されています。そのため、自立支援計画や日々の記録等は決して子どもの目に触れないように厳重な管理が徹底されています。しかしながら、子どもに関する記録の管理責任者は施設長と明記されていますが、書面と電子データ双方の保管、保存、廃棄等に関する規定がありません。子どもや保護者等への説明に対しても不十分などところがありますので、規定を定めることが望まれます。

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
--------------	-------------

①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
---	----------------------------	---

【コメント】
管理規定には「子どもの権利擁護及び思想の自由」について明記されており、不適切なかかわり防止も含めて、月に1回開催の職員研修で検討し、理解が図られています。子どもにも「権利ノート」と防止のマニュアルを配布し、子ども会総会やティータイムなどの機会を捉えて伝えられています。また、お寺を母体とした施設のため、職員が定時の「鐘撞」をされており、子どもが希望した場合は、その傍らで「鐘撞」を職員と一緒にすることはあります。子ども自身の信教については、本人の意思が尊重されています。

(2) 権利について理解を促す取組

①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】
子ども個人には入所時や内容変更時に「権利ノート」を配布し、児童相談所との面談時や性教育等の機会を利用し、子ども自身の権利に関する学びの場が設けられています。内容については、職員で話し合いを重ねて検討し、子どもは一人ひとりがかげがえのない存在であり、年下や弱い立場にある子どもに対して思いやりをもって接することを職員は体現しています。また、令和5年11月より子どものアドボケイト（代弁者）としてNPO法人を迎え、職員、子どもそれぞれを対象に研修後、月に1回個別面談希望の子どもに場の提供をする取組が始められています。

(3) 生き立ちを振り返る取組		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】 告知等については、子どもの発達状況や意向、職員の判断にもよりますが、月に1回の職員会議で検討されています。告知に際しての文言は、児童相談所と相談し生き立ちや個々の背景も考慮した上で、一言一句にも配慮がされています。成長記録を通したライフストーリーワークにも力を入れており、年に2回ライフストーリーに詳しい大学の准教授にアドバイザーとして助言や指導をもらうなど、適宜外部との連携も図っています。アルバム等に限らず、子どもの特性に合わせた成長の記録を残すように心掛けられています。		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】 不適切なかかわりに対しての処罰は、就業規則に明記され、管理規定には「児童の権利擁護」「児童虐待の予防」「苦情相談」なども明記されています。虐待等発見からの流れのフローチャートも整備され、定期的な職員研修で振りかえりや情報共有の機会を設けています。また、子どもに対しても同様に、「みんなの声」としての意見箱活用や、毎週開催のティータイム、子ども総会、第三者委員の連絡先の掲示などで意見を吸い上げる機会が確保され、早期の対応体制が組織的に整備されています。		
(5) 支援の継続性とアフターケア		
①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】 泣いて入所する子どもが多いため、専用の靴箱や棚など、その子どもの好みのキャラクターで飾り付けるよう工夫をされています。また、子どもがそれまで築いてきた人間関係を継続できるように「以前通っていた学校の運動会を見に行きたい」という希望に寄り添ったり、利用していた療育センターや通園していた保育園のお別れ会に参加したり、乳児院の先生からプレゼントをもらったりなど細やかな配慮をもって対応されています。		
②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 退所後の悩みや相談事は、職業指導員が主に連絡窓口として関わる体制ができています。特に、高校3年生には、NPO法人とも密に連携をとり一年かけてご飯の作り方や携帯電話の契約や注意点など、社会生活上の多岐にわたる内容について計画し、研修する機会を設けています。職員は、施設や家のギャップを埋めるための丁寧な対応を心掛けています。退所後の子どもが集い、交流する機会には特に設けてはいませんが、創立記念の学苑祭式典時には多くの退所の子どもが近況（就職や結婚等）報告のために来苑しています。同年齢の退所の子ども同士SNSでつながり、交流が図られています。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】 年に2回、児童相談所の職員が子ども全員の意見を聴取されています。施設独自のアンケートは作成されていますが、みんなの声としての意見箱、子ども総会、ティータイムの機会をとらえ、日常から子どもの今の気持ちを汲み取る関わりを継続されています。各担当職員のメンターとして2ヶ月に1回の頻度で、他棟の職員が職員指導にあたるなど、職員の感性や子どもとともに課題に向き合う姿勢を養う体制が組織的に整えられています。		
②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】 各棟の生活のきまりで、「夕食と入浴の順番をどうするか」等話し合いをし、夕食後にゆっくり過ごしたいから先に入浴するなど子どもの意思を尊重し、職員の裁量で柔軟に対応されています。毎週のティータイムの際に、「夜にイルミネーションを見に行きたい」と希望する子どもの意見に対しては、施設長などに相談し、段取りし実現されています。夜間は宿直専門の職員も各棟に配置され、心理的に近距離で大人の存在を感じられるように配慮されています。		

③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p>【コメント】 職員は、常に子どもが自己肯定感を形成できるような声掛けや配慮をされています。子どもの希望で各棟で調理できる機会を確保したり、小遣いを先に使い過ぎて残りわずかになってしまう、などの失敗も社会に出る前の入所中にしてもらうことで『学習の場』としてとらえ、その失敗をいかして「今後どのようにするか」を子どもと一緒に考える姿勢をとられています。細かいことは注意し過ぎずに、命にかかわるような重要なことのみ、しっかり伝わるようにメリハリをつけた支援がなされています。</p>		
④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>【コメント】 年齢段階に応じて学習の場の提供がされていて、外部の塾に行くことを希望する子どもにも対応しています。また、物品寄付も含めて各棟には多くの図鑑等の書籍や玩具が用意されています。学校等からの配布物で学びのイベント情報を収集し、希望する子どもと一緒に参加されています。ほかに、発達に関する療育のため、整形外科病院へ体操に通う子どもにも対応されています。ボランティアとして、大学ダンス部が流行の踊りを披露し、一緒に踊ったり、旅行支援のボランティアによる遊園地見学が実施されたり、と様々な機会が確保されています。</p>		
⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>【コメント】 日常から洗濯物たたみ等、実際に生活場面を職員が手本として見せることで、社会生活上の知識や技術を習得できるように働きかけています。また、地域行事の情報収集も積極的に行い、交通ルールも学びながら、どんどやなどの行事に参加されています。近年は中学2年生夏より個人で携帯電話を所持することができるため、所持や使用前には、ネットやSNSがもつ危険性も伝えた上で約束ごとを定めています。</p>		
(2) 食生活		
①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>【コメント】 適温に配慮した食事を提供されています。部活やアルバイト等で遅く帰宅する子どもや、外部の塾に行くために早く外出する子どもにも対応できるように、冷蔵庫に保管したり、適宜温め直したりされています。年齢や、子ども同士の相性にも配慮して食事の席を考えたり、発達の状態に応じて注意散漫になる子どもには刺激が少ないような配置にしたりと工夫されています。残食状況は朝礼や職員会議などで栄養士に報告し共有されています。また子どもの誕生日には個別に希望の献立を尋ね、弁当のおかずのリクエストアンケートをとるなど積極的に子どもの意見が反映される工夫を講じています。さらに年に2~3回程度、調理実習の日を計画し買い物から実際の調理まで、子どもと一緒に取り組む機会を設けています。この機会は食育やコミュニケーションの場、苦手な食材を口にするきっかけづくりになっています。他にも主治医の指示をうけたアレルギーや薬の飲み合わせで禁忌な食材については一覧表が貼り出してあり、代替食が提供されるとともに子ども自身にも注意喚起されています。</p>		
(3) 衣生活		
①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>【コメント】 衣類は子ども自身の自己表現や好みを尊重していますが、「寒いから靴下はいたら？」など季節や体調に応じた衣類の選択ができるように、職員は適宜声掛けをされています。着用した衣類は毎日洗濯し、職員は安全面を考慮しながらアイロンかけや針仕事などの繕いをされています。年齢に応じて子どもと一緒に実施をし、自立を促す取り組みが心掛けられています。また、衣類の購入の際は小遣い金額を念頭に置き、職員は子どもと一緒に希望の店を巡り、必要な物品をそろえる支援がなされています。</p>		
(4) 住生活		
①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
【コメント】		

毎週日曜日の朝は一斉に掃除をする日、月に1回は漏電防止でコンセント等の確認をする安全点検日と定め、各棟で取り組まれています。まずはきれいになると気持ちいい、という感覚を養えるように職員自らが言葉を発したり、態度で示したりして伝えています。各棟で住居内で修繕が必要な箇所や家電等があれば、随時施設長に伺いをたて、必要に応じて修繕対応をされています。共有スペースであるリビングは整然と整理されており、壁やドアには子どもの絵や工作作品が自由に掲示され、生活感と落ち着きがあります。共有で使用するソファ購入の際には子どもにサイズや色、デザイン等など細部にわたり意見を聞き、一緒に購入するなどの対応をされています。目につくところに掛けてあるカレンダーには、フリーデイ（自由に買い物等が可能な日）や子どもの誕生日、発表会等の行事が書き込まれ、子どもたちが自主的に行動できるようになっています。シャンプーや口腔ケアに必要な物品は子ども個人が所有し管理もされています。個室がない棟ではパーテーションを使用し、お互いのプライベートな空間が保たれ、圧迫感を感じさせない工夫がされています。

(5) 健康と安全

①

A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【コメント】

看護師と担当職員が中心となり、健康状態や発達状態の把握に努めています。身長、体重測定は月に1回実施され、嘱託医による内科検診、歯科検診は年に1回実施されています。コロナ禍以降、毎朝の登校前の検温は継続して実施され、幼児は食事前後も含め日に5回検温し状態把握に努めておられます。体調不良時はまずは嘱託医への受診をし、子どもの相性等も考慮して精神科を選択し受診されています。内服管理については看護師が病院等から薬を受け取り、各棟で担当職員が一日分にわけて子どもが立ち入れない事務所等の鍵がかかる扉内で管理されています。服薬時は子どもと名前を確認をし、年齢にかかわらず目の前で飲んでもらい、確実な服薬が行われています。年間で計画されている月1回開催の職員研修時に、看護師を中心とした消毒などの予防指導も含め、感染症の研修が実施されています。また各棟では嘔吐物処理がスムーズに確実に実施できるように、必要物品を一つにまとめた「嘔吐物処理キット」が設置されています。

(6) 性に関する教育

①

A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

a

【コメント】

狭義の意味での「性教育」とどまらず、相手に思いやりの心をもって接し、自立と共生の力を育てるような教育を目指し、社会生活での「生教育」に力を入れています。年齢や学年を考慮したそれぞれの研修計画が年間で立案され、施設を退所して社会生活で困らないように、18歳成人を受けた契約の際の注意点についてや、冠婚葬祭時のふるまい方 LGBTに関する知識等、きめ細かい内容のプログラムが実施されています。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①

A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

【コメント】

行動上に問題があった子どもに対しては、事故対応マニュアルやフローチャートの流れに沿って、組織的に対応されています。月に1回の職員研修で、対応方法など検討され、必要に応じて児童相談所や医療機関、警察などの関係機関とも密な連携が図られています。

②

A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。

a

【コメント】

職員は常に子ども間のいじめや暴力の早期発見や予防に配慮がされています。年齢が小さい子どもは職員のそばに座席を配置し、居室の中でけんかをしないような部屋の配置に工夫がされています。同時に必要に応じて見守り職員を増員する体制を整えています。また、入所間もない子どもに対しては児童相談所と連携を密にとり、発達に問題があるような場合は、精神科クリニックや警察等とも頻回に連絡をとり対応されています。暴力やいじめが発覚した場合の対応フローチャートを作成し、子どもにも配布され、施設長を中心に全職員が適切な対応をすることができるような組織体制が構築されています。

(8) 心理的ケア

①

A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】

心理的支援が必要な子どもには、自立支援計画に明示し実施されています。心理療法担当職員は資格を有し、施設内には職員も立ち入れない専用の相談室が確保されており、おもちゃ等も置かれ、子どもが安心して気持ちを伝えられる環境が整っています。毎日一人45分の時間で子どもたちと面接をされており、他の職員の相談にも対応するなど、精神面のサポート体制ができています。また、心理療法担当職員も、同様に資格を持つカンファレンスを主導する当該施設の理事にスーパービジョンを実施してもらうなど組織としての体制が整っています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【コメント】

基本的に学習は子どもの各個室で行われています。職員にそばで見たい、教えてほしいと希望する子どもは自ら学習用具を持ってきて、リビングで学習することもあります。施設全体で、学習環境や習慣を確保する取り組みとして「公文」を推奨しておられ、職員が公文の指導者から直接指導を受け、子どもに指導しています。集中力が続かず一定の枚数に取り組めない子どもや、部活動で帰宅が遅くなる子どもには、個々の状況に応じて枚数やレベルを調整し、無理なく長く続けられる環境を整えています。忘れ物が多い子どもに対しては一緒に内容物を確認したり、朝から声を掛けたりして支援しています。また学校の先生とは連絡帳を用いて随時連携がとられ、年に1回開催される「合同研修」では学校の先生方が施設を訪問し、学校の様子や施設での様子を一堂に会して確認し合う意見交換の場が活用されています。

② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

a

【コメント】

進学先の検討は、担当の職員が棟の他の職員とともに支援にあたっています。就職に関しては職業指導員が中心となり、十分に意見を聞くために親にも連絡をとられています。また、外部のNPO法人と連携して相談支援にあたっています。身寄りがいない子どもには、身元保証人確保対策事業として施設長が代表となり、施設が身元保証人になったケースもあります。資金面で希望する学校への進学をあきらめることがないように、奨学金制度を周知するポスターが施設内の各所に掲示されていて、子どもの目につくように情報提供されています。進路選択にあたっては、子どもの学力や疾病等も考慮し、職員が学校に掛け合い、子どもにあった進学先と一緒に検討する体制ができています。生活面で不自由さを感じないように職業指導員を中心に外部団体「ブリッジ・フォー・スマイル」とも協同し年間計画を立て、切れ目ない支援に取り組まれています。

③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

a

【コメント】

学業やアルバイトについては、学業優先ですが、希望の高校生にはアルバイトを推奨されています。コロナ禍では対面ではなく、作業中心のアルバイト先を選定して勧めていましたが、現在は子どもの希望を聞きながら一緒に希望の分野等を選定しています。また、通常は住み込みや、会社の寮、家賃補助がある物件を中心に担当職員や職業指導員を中心に探されていますが、4月からの就職が決定している子どもの中で、3月卒業後に就職先に事前研修に行くことがきまっています。就職先が住居と一緒に探してくれる事案もあります。就職前には役に立つように車の免許や自動二輪の免許取得を目指す子どもには支援し、面接の練習も適宜実施されています。その他、措置延長が決まった子どもで短期大学に通い、保育士免許を取得した子どももいて、「18歳成人」になり社会生活を送る上で子どもが困らないような助言が心掛けられています。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

家族には月に1回以上、幼稚園の発表会や小学校等の授業参観など学校行事の案内とともに参加を促す呼びかけをしています。同時に子どもの誕生日が近くなれば、家族に面会等を勧める連絡もされています。また、面会後には子どもの様子を観察し尋ねるなどし、必要に応じて職員間で共有する体制が確立されています。面会などの外出からの帰宅後の様子には特に注意を払われていて、子どもとの会話の中で「パパがママをぶった」などの発言を聞いた場合は、速やかに施設長や家庭支援専門相談員、他の関係機関と連絡をとり、子どもの心身の安全を最優先するなどの対策が講じられています。

(11) 親子関係の再構築支援

① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

児童相談所が中心となって家庭復帰の見立てをし、さらに詳しい日常の様子を知る家庭支援専門相談員と担当職員が児童相談所と連携して、親子関係の調整をしながら対応されています。施設全体で『どうしたら親子関係が良好な方向に向かうか』に注力し、多職種間で話し合いを重ねています。また、現在は家族療法対象者はいませんが、宿泊を通して親子が円滑な交流の練習が可能な宿泊施設を、母体施設に近距離な立地に整備するなどの体制が整えられています。